

「山口県子ども読書活動推進計画（第3次計画）素案」に対する意見の募集結果について

「山口県子ども読書活動推進計画（第3次計画）素案」に対して県民の皆様から提出されたご意見、これに対する県の考え方、及びこの度策定した「山口県子ども読書活動推進計画 第3次計画」を公表します。

1 公表する資料

「山口県子ども読書活動推進計画 第3次計画」

2 提出された意見とこれに対する県の考え方

(1) 募集期間 平成25年12月25日（水）から平成26年1月24日（金）まで

(2) 意見の件数 13名 68件

(3) 意見の内容と県の考え方

<計画全体に関すること> 7項目13件

NO	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	素案が公開されたこと、募集があることの広報活動が薄い。12月という気ぜわしく、肝心の学校や図書館は冬休みや公務取めの時期で、子どもの読書にかかわる仕事についている人たちから意見を募るにはあまりに配慮に欠ける。	パブリック・コメントの実施に際しては、県ホームページに掲載するとともに、新聞やラジオにより広報に努めてまいりました。御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。
2	現状分析をするうえで必要なデータや策定委員、審議経過、関連部署名等を示してほしい。(5件)	資料編として、子どもの読書活動に関するデータ、「山口県子ども読書活動推進協議会の状況」及び「推進計画関係部課」を掲載しました。
3	平成25年度～29年度までのものである第3次計画の策定が、なぜ遅れているのか。	国の基本計画を基本に策定するため、同基本計画が閣議決定された後、県子ども読書活動推進協議会に諮りながら策定しましたが、計画の期間は、上位計画である山口県教育振興基本計画との整合を図りました。
4	山口県の第1次計画に関する記述がないが、経緯を示すべきではないか。	御意見を踏まえ、第1章「1 計画策定の趣旨」において、第1次計画について記載しました。
5	連携、協力という言葉が目につくが、それぞれの場所に、民間ボランティアや民間団体を指導する専門の司書が必要である。	公立図書館における司書の配置、学校における司書教諭等の配置については、第4章の「施策の方向」で記載しています。いただいた御意見は、今後の施策推進の参考にさせていただきます。
6	「努力目標」を「推進指標」に、表の項目は「指標名・現状値・目標値」として、現状値の根拠を示すとともに、目標値も数値を明記すること。(3件)	御意見を踏まえ、現状値の根拠となる調査名を記載しました。目標値の数値化は、数値の設定が困難なことや不適切であることを理由に定性化して表しており、「推進指標」ではなく「努力目標」としています。
7	「○」「・」の形や位置がずれている。	御意見を踏まえ、修正しました。

<第2章 第2次計画期間における主な取組状況に関すること> 20項目32件

NO	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	取組や成果における数値について、全国平均か山口県平均か、いつのものなのか、提示してほしい。	御意見を踏まえ、個別に、全国平均か山口県平均か記載しました。
2	取組・成果が具体的でなく、取組・成果と課題が論理的につながっていないところがある。(2件)	客観的データをもとに可能な限り具体的に記載しています。県の計画においては、全県的なデータに基づき、主なものを取組・成果として記載しているものです。課題についても、全県的な視点から重要なものを記載しています。
3	子ども読書支援センターについて、目的と役目の説明が分かりません。	御意見を踏まえ、「山口県子ども読書支援センター」の脚注を設け、目的と役割を記載しました。
4	「学校図書館活用・実践講座」は、子ども読書支援センターではなく、教育委員会が責任を持って行うべきである。県立図書館は、図書館サービスに徹し、県内の市町立図書館の支援を充実させ、児童サービスを追求するとともに、児童サービス専門の司書を配置すること。(2件)	子ども読書支援センターは、その目的から県内の子ども読書活動の推進拠点として、高い専門性を活かして、地域の公立図書館のみならず、学校図書館へも支援する組織であり、今後とも、家庭、地域、学校等における取組を支援してまいります。

NO	意見の内容	意見に対する県の考え方
5	県立図書館内のマルチメディアデジ室のサービス開始は特筆に値する取組なので、各関係機関との連携をもっと進めてほしい。	県教委特別支援教育推進室や社会福祉関係団体と連携し、マルチメディアデジ室の周知や研修会の開催等を実施しており、今後も、連携による利用促進に努めてまいります。
6	「公立図書館と学校図書館や幼稚園・保育所等との連携協力」において、読書指導のみを強調するのではなく、児童・生徒一人ひとりの自主的で、多種多様な資料への自由なアクセスなど学習活動についても踏まえた内容に修正すること。（3件）	御意見を踏まえ、学習活動についても記載しました。
7	学校図書館と幼稚園・保育所、公民館・児童館への団体貸出と移動図書館が並列で記述されているが、各々役割が異なるので不相当である。このままで読むと、学校図書館にも移動図書館の乗り入れが必要と読めてしまう。	移動図書館の乗り入れも必要なことであり、引き続き促してまいります。
8	「公立図書館と学校図書館が連携・協力する」とあるが、学校図書館には連携をとれるだけの体制がないので、実態把握をした上で課題の説明をしてほしい。	学校図書館における課題については、「第2章(3)学校における取組・成果と課題」において記載しています。
9	「司書教諭の配置」について、配置では、加配措置がとられているように受け取れるが、山口県では、校務分掌上の発令ではないか。	「発令」という言葉は一般になじみがないため、第1次計画及び第2次計画において「配置」という言葉を使用しており、本計画においても同様の表現にしたいと考えています。
10	「学校図書資料のデータベース化」において、データベース化について脚注で説明するとともに、図書目録のデータベース化が学校図書館において実際にどの程度機能しているのか検証する必要がある。（2件）	御意見を踏まえ、「学校図書資料のデータベース化」について、脚注で説明するとともに、現状を資料編に掲載しました。 今後とも、作成されたデータベースが図書の検索や貸出、蔵書点検等に有効に活用されるよう取り組んでまいります。
11	「中学生・高校生の世代が、自主的に読書活動を行うためには、乳幼児からの読書活動の継続とそれに伴う読書習慣の定着が必要です」とあるが、このためにも身近な学校図書館や地域の図書館の充実による読書環境の整備が不可欠であることを明記すべきではないか。	子どもの読書活動を支える環境の整備は、本計画の基本方針でもあり、大変重要と考えており、今後とも積極的に取り組んでまいります。
12	不読率は全国調査だけでなく、山口県の関連データはないのか。（2件）	「学校読書調査」における不読率は全国版しかないので、家庭での不読率を示す「学校以外で月に1冊も本を読まない児童生徒の割合」（山口県教育委員会調査）を努力目標に掲載しています。
13	自主的な読書活動を行うためには、身近に利用できる公共図書館や学校図書館の充実が欠かせない。これらを十分に整備しないまま、不読率をことさら取り上げるのは、本末転倒である。	御意見を踏まえ、公共図書館や学校図書館の充実を促進してまいります。
14	学校図書館の図書資料の整備について、全国平均を記載すること。また、高等学校図書館についての記述が欠落しているが、実態を明記すべきである。（3件）	小中学校については、義務教育諸学校の「学校図書館図書標準」達成校の全国平均を資料編に掲載しました。文部科学省が示す「学校図書館図書標準」は、公立の義務教育諸学校について定められており、高等学校では、同様の資料を掲載することができません。
15	見出し「学校図書館担当職員の配置」を「学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）の配置」とすること。	御意見を踏まえ、「（いわゆる学校司書）」を追記しました。
16	「学校図書館担当職員の配置」において、高等学校では、「兼務で全校に配置しています」とあるが、専門性も保障されておらず、専任ではないことから、「高等学校については、事務職員が兼務しています」と記載すること。（2件）	御意見を踏まえ、誤解を招くことのないよう、「高等学校においては、学校図書館担当職員を兼務する事務職員を全校に配置しています。」に修正しました。
17	「学校図書館担当職員の配置」において、高等学校では、事務職と兼務のため、補助・補佐的な業務にとどまっているにも関わらず、担当職員の配置について目標を達成したかのように表現されているので、兼務であることの課題に言及し、学校図書館の機能を充実させるための整備を一層進めてほしい。（2件）	兼務する事務職員を配置しておりますので、引き続き、学校図書館担当職員としての業務に従事できるような体制整備に努めてまいります。

NO	意見の内容	意見に対する県の考え方
18	「児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校図書館担当職員が必要とされており」を「児童生徒と本をつなぐ役割を果たす専任の学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）が必要とされており」とすること。（2件）	今後、学校図書館のさらなる機能強化を進める中で、専任の学校図書館担当職員についても研究していきます。
19	学校図書館担当職員の配置について、全国データを挙げ、現状を明らかにすること。	資料編において、全国の学校図書館担当職員の配置状況を掲載しました。
20	脚注は「学校図書館担当職員」ではなく「学校司書」とし、「岩国市子ども読書活動推進計画」の記載例「司書資格を持ち、学校図書館の円滑な運営のためのさまざまな職務を日常的に担うとともに、適切な資料提供によって児童生徒の学びを支えます」を参考に、学校司書の専門性を盛り込むこと。（2件）	学校図書館法等において、「いわゆる学校司書」について規定されていないことから、「学校図書館担当職員」として表記しています。

<第4章 子どもの読書活動推進のための方策に関すること> 9項目 23件

NO	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	子どもに接する大人が本を読むことが大切であり、「親子20分読書運動」や「朝の読書」などの全国で有名になった読書運動に取り組んでみてはどうか。	小・中・高等学校における「朝の読書」等の読書活動の取組状況を資料編に掲載しました。御意見を参考に、主体的に読書に取り組む子供たちの育成に努めてまいりたいと考えています。
2	学校図書館の計画は、貧弱な学校図書館像に止まっているので、意欲的な教育投資により職員配置や資料整備の充実を図る内容にすること。	いただいた御意見は、今後の施策推進の参考にさせていただきます。
3	新学習指導要領にある「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実」や「各教科で言語活動の充実」といった視点を踏まえた計画にすること。（3件）	本計画は、新学習指導要領を踏まえた内容としていますが、御意見を踏まえ、「施策の方向」において、「主体的、意欲的な読書活動や学習活動の充実を促すこと」を補足しました。本計画に基づき、新学習指導要領の趣旨を踏まえた学校図書館の有効活用を促進してまいります。
4	「(2) 小・中・高等学校及び特別支援学校等における支援」とあるのは「支援」でなく「推進」に訂正する。（2件）	御意見を踏まえ、「推進」に修正しました。
5	見出し「司書教諭等の配置と資質の向上」を「司書教諭及び学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）の配置と資質の向上」に修正すること。（2件）	御意見を踏まえ、「及び学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）」を追記しました。
6	学校図書館に、専任の学校司書は配置されておらず、十分機能していないと思うので、専任・専門・正規の学校司書の配置をすすめるとともに、公立高等学校においては、モデル校配置に努めることを記載してほしい。（8件）	小中学校においては、国の「学校図書館図書整備5か年計画」に基づき、学校図書館担当職員の配置に努めるよう各市町教育委員会に促します。 高等学校においては、国の動向等を注視しながら、学校図書館担当職員の専門性や業務の在り方等についても研究してまいります。いただいた御意見は、今後、学校図書館の機能強化を検討する上で、参考にさせていただきます。
7	「学校司書を兼務する事務職員」では、事務職員に重点が置かれている印象を受けるので、「事務職を兼務する学校司書」など「学校司書」に重きがある表現にしてほしい。（3件）	事務職員として採用されている現状では、「事務を兼務する学校司書」という表現は適当ではないと考えています。
8	学校図書室に専任の司書が配置されていない現状から、少なくとも週何回かの常駐読書相談指導ボランティアを民間から公募する必要があると思う。地域、学校ごとに、定年退職者を「子ども読書活動支援ボランティア」として組織化することにより、子どもたちに選書のアドバイス体制が整備されるよう取り組んでいただきたい。	いただいた御意見は、今後の施策推進の参考にさせていただきます。
9	学校図書館はあらゆる教科や領域に関わるものであり、「やまぐち総合教育支援センター」において、図書館教育及び学校図書館を活用した読書活動についての講座を設けてほしい。（2件）	「学校図書館を活用した読書活動」に係る内容については、初任者研修等で実施することとしています。